

答申の概要《詳細版》（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔平 28-6〕

第1 当審査会の結論

諮問に係る下記の表現活動のうち、下記の本件ウェブページ1に本件まとめ記事1を掲載し本件コメント1とともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為（以下「本件表現活動1」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第2号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）に該当する。

諮問に係る下記の表現活動のうち本件表現活動1以外のもの（以下「本件表現活動2」及び「本件表現活動3」という。）は、ともに、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

記

インターネット上の特定のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）の中の3つの特定のウェブページ（以下「本件ウェブページ1」、「本件ウェブページ2」及び「本件ウェブページ3」といい、これらを総称して「本件各ウェブページ」という。）に、各々、インターネット上の電子掲示板（2ちゃんねる）に投稿された文章を編集して作成した3つの記事（以下各々「本件まとめ記事1」、「本件まとめ記事2」及び「本件まとめ記事3」といい、これらを総称して「本件各まとめ記事」という。）を掲載し、不特定の者から本件各まとめ記事について投稿されたコメント（以下各々「本件コメント1」、「本件コメント2」及び「本件コメント3」といい、これらを総称して「本件各コメント」という。）とともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 本件表現活動1、本件表現活動2及び本件表現活動3について

(1) 本件各まとめ記事について

本件各まとめ記事は、インターネット上の電子掲示板（2ちゃんねる）に投稿された文章を、本件表現活動1、本件表現活動2及び本件表現活動3（以下「本件各表現活動」という。）を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）が一定の思想や考えの下で編集したものであり、投稿された個々の文章は、本件表現活動者以外の者による表現であると考えられるが、本件表現活動者による取捨選択や配列により取りまとめられて

いることから、本件各まとめ記事自体が各々独立した一つの表現として成立しているものと認められる。

(2) 条例の適用関係について

本件各表現活動は、本件ウェブサイトを利用して、本件各まとめ記事を各々不特定の者から投稿されたコメントとともに不特定多数の者が閲覧できる状態に置くものであることから、条例第2条第2項第2号に規定する表現活動に該当する。

また、条例附則第2項の規定により条例第5条の規定は同規定の施行後に行われた表現活動について適用するとされているところ、本件各まとめ記事が各々本件各ウェブページに最初に掲載されたのはいずれも同規定の施行日前であるが、同規定の施行日後である平成28年7月5日の時点においても、本件各まとめ記事が各々本件各コメントとともに本件各ウェブページにおいて不特定多数の者により閲覧できる状態に置かれていることが、同条第2項の申出を受け付けた大阪市長の補助組織である大阪市市民局（以下「市民局」という。）によって確認されていることから、本件各表現活動については同条の規定が適用される。

なお、本件ウェブページ1については平成31年2月4日の時点で、本件ウェブページ2及び本件ウェブページ3については同月27日の時点で、各々本件ウェブサイトから削除され閲覧できない状態になっていることが市民局により確認されているが、削除されるまでの間は、本件各表現活動によって本件各ウェブページが不特定多数の者により閲覧できる状態に置かれていたことに鑑み、引き続き調査審議を行った。

(3) 本件各コメントについて

本件各ウェブページには、本件各まとめ記事のほかに本件各コメントが掲載されているが、本件各コメントについては、基本的には本件各まとめ記事に付随するものとして閲覧対象となっており、本件各まとめ記事の存在を前提としその内容と相まって一定の意味内容を持つものであって、本件各まとめ記事を前提としない場合にはその意味内容の受け止められ方が異なってくるものもあると考えられる。

この点、条例第11条では「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定されており、本件各表現活動に条例を適用するに当たっては、本件各コメントの投稿者らの表現の自由を不当に侵害しないよう留意することが求められている。

以上の点を考慮し、申出の対象が本件各コメントではなく本件各まとめ記事とされている本件においては、本件各表現活動の条例第5条第1

項各号該当性やヘイトスピーチ該当性の調査審議は、まず本件各まとめ記事について行うこととし、その上で、本件各まとめ記事の各該当性についてにはわかには判断し難い場合その他特段の事情がある場合には、本件各ウェブページでは不特定の者によって本件各まとめ記事に関するコメントを投稿することができることとなっていることを踏まえ、本件各まとめ記事と本件各コメントとの関係や本件各コメントによる本件各まとめ記事への影響について検討することとした。

(4) 調査審議の対象とする本件各まとめ記事と本件各コメントの範囲について

本件各まとめ記事の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であり、また、本件各コメントについても、随時、新たな投稿や削除が可能であることから、本件各まとめ記事や本件各コメントの調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件各まとめ記事や本件各コメントの内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件各表現活動に係る申出人（以下「申出人」という。）からの申出を受けて市民局において確認した平成28年7月5日時点における本件各まとめ記事と本件各コメントの内容を調査審議の対象とすることとした。

2 申出人等からの意見等

(1) 申出人

申出人からは、条例第9条第2項に基づき意見書が提出された。

申出人の意見は、概ね次のとおりである。

- ・本件各まとめ記事は、いずれも条例成立に関する報道等をまとめたものであるため、市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動である。
- ・本件まとめ記事1には、在日韓国・朝鮮人を社会から排除し、日本での権利又は自由を制限する目的をもった表現が複数存在する。
- ・本件各まとめ記事には、在日韓国・朝鮮人に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的をもった表現が複数存在する。
- ・本件各まとめ記事には、いずれも在日韓国・朝鮮人の蔑称を用いている表現や日本人と対等な存在でないことを含意した表現が複数存在しており、特定人等を相当程度侮蔑し又は誹謗中傷するものである。
- ・本件まとめ記事1には、在日韓国・朝鮮人の日本で生活し続ける権利を否定し排斥もしくは殺害に等しい行為を示唆している内容が含ま

れ、また、本件まとめ記事3には、在日韓国・朝鮮人の差別されない権利を否定し一層迫害と差別を予告する内容が含まれており、いずれも在日韓国・朝鮮人に脅威を感じさせるものである。

- ・本件各まとめ記事は、インターネット上、だれでも閲覧可能な状態で公開されているうえ、文字列に着色、拡大、太字なども効果が加えられるなどしており、不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置く方法で行われている。
- ・よって、本件各表現活動はいずれも、条例第2条第1項第1号ないし第3号のいずれの要件にも該当し、また、条例第5条第1項にも該当する。

なお、申出人に上記意見書等を提出する機会を付与する旨の通知をする際には、併せて条例第9条第3項に基づく口頭で意見を述べる機会を付与する旨通知したが、申出人から同項の規定に基づく申立てはされなかった。

(2) 本件表現活動者

ア 本件表現活動1について

本件表現活動者に対する条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会の付与については、申出書には、本件ウェブサイトの管理人（本件表現活動者）の氏名又は名称に関する情報が記載されていたが、それが本件表現活動者であることを客観的に確認でき、かつ所在が判明するほどの情報ではなかった。また、本件表現活動者に対して直接連絡を図ることのできる情報が他にはなかったことから、本件ウェブサイトに「お問い合わせ」として設けられていたメールフォーム（以下「本件メールフォーム」という。）を通じて、本件ウェブページ1のURLを示して当審査会において本件ウェブページ1について調査審議を行っており、条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会を付与するために、本件表現活動者の氏名又は名称及び住所又は所在地等に関する情報（以下「本件氏名、住所等の情報」という。）が必要となることを説明した上で、本件氏名、住所等の情報の提供を求めた。これに対し、本件ウェブサイトの「サイト運営者」を名乗るものから当審査会あてに回答書と題した電子メールが送信されてきたが、そこでは当審査会が示したものと異なるURLを示して本件ウェブページ1が閲覧できない状況にあり調査審議対象が特定できないこと、条例が違憲・違法である等の主張が記載されており、当審査会が求めた本件氏名、住所等の情報については、本件ウェブサイトの名称と連絡先のメールアドレスしか記載されておらず、明らかにされていなかった。これを受けて当審査会は、当

該電子メールに返信し、本件氏名、住所等の情報の提供を受けることにより本件表現活動者を確認し条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会を付与していること、本件氏名、住所等の情報が得られない以上、当該電子メールの記載内容を条例第9条第2項に基づく関係人の意見として受け取ることはできないこと、当初に本件メールフォームを通じて送信したURLで本件ウェブページ1が表示されることを説明した。これに対して本件ウェブサイトの「サイト運営者」を名乗るものから電子メールの再返信があったが、そこでは、本件氏名、住所等の情報の提供を求めているながら条例が違憲・違法である等の主張に対する回答がされていないことが不誠実であるといったこと、URLは変更が可能であることから調査審議の対象が特定されていないことが記載されているものの、本件氏名、住所等の情報は明らかにされなかった。

そこで、当審査会は、条例第9条第1項に基づく調査として、申出書に記載された本件表現活動者の氏名又は名称の客観的な裏付けや、その住所又は所在地等の情報を得ることを目的に、証拠となる資料の提出を申出人に対し依頼したところ、本件表現活動者の氏名又は名称に関する情報が判明した経過を記した資料が提出された。

これを受けて、当審査会は、再度本件メールフォームを通じて、本件表現活動者の氏名又は名称と思われる情報を審査会が入手していることを伝え、条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会を付与するために本件氏名、住所等の情報を照会したところ、上記本件ウェブサイトの「サイト運営者」を名乗るものと同じの電子メールアドレスから当審査会あてに求釈明（質問）書が送付され、そこには調査審議の内容に係る質問は記載されていたものの、当審査会が求めた本件氏名、住所等の情報についての回答は得られなかった。これを受けて当審査会は、当該電子メールに返信し、本件氏名、住所等の情報の提供を受けることにより本件表現活動者を確認し条例第9条第2項に基づく意見提出等の機会を付与していること、本件氏名、住所等の情報が得られない以上、同項規定の機会を付与しない旨を説明した。

そこで、当審査会は、申出人から提出された本件表現活動者の氏名又は名称に関する情報が判明した経過を踏まえた調査を行ったところ、本件氏名、住所等の情報が判明した。

そのため、当審査会は、本件表現活動者に対し、本件ウェブページ1のURLを明示した上で、条例第9条第2項に基づく意見等の提出機会を付与する旨の通知を行った。

これに対して、本件表現活動者からは、条例第9条第2項に基づき意

見書が提出された（当該意見書の本体には、当審査会が同通知において求めていた意見提出者の氏名、住所等の記載を欠いていたが、意見書を封入した郵便物の表面に氏名及び住所の記載があり、これらが、当審査会が同通知に記載した本件表現活動者の氏名及び同通知を送付した宛先と一致していたため、条例第9条第2項に基づく表現活動者からの意見書として取り扱った）。

本件表現活動者の意見は、概ね次のとおりである。

- ・条例は、以下のように、憲法上も地方自治法上も法理上も、市条例として許容される範囲を逸脱した「横出し条例」「上乘せ条例」にあたるため、違憲無効である。

すなわち、

- ・遡及法の禁止及び遡及適用の禁止の原則に反すること。
- ・第三者による行為（引用元による報道記事の掲載や不特定多数の者によるコメントの投稿等）の責任を本件表現活動者に負わせようとする点で、私的自治の原則を侵害すること。
- ・条例は、表現の自由に対する規制基準としては曖昧不明瞭であり、恣意的な判断での規制や不利益処分は表現の自由の萎縮効果を招くこと。
- ・条例は、大阪市民以外による大阪市内での行為まで対象とするが、大阪市内の有権者以外には条例改廃による是正の機会が保障されていないこと。
- ・氏名等の公表という不利益処分があり、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が定める規制の範囲を超えているのに、不利益処分をされた者に対する適切な救済措置も欠いていること。
- ・条例は、「所謂『カウンター』と呼ばれる韓国・朝鮮系又はその支援者」（以下「カウンター等」という。）の歓心を得るための不適切・不公平なもので、日本人に対する逆差別や私的制裁を助長するものであること。
- ・このような条例を制定・運用しているのは全国でも大阪市のみであり、そのことを認識すべきである。
- ・これまで審査会に本件ウェブページ1のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか、それを具体的に明示するよう釈明を求めてきたが、審査会からは未回答で、責任を放棄している。また、機会付与通知書でも同様に問題箇所の明示がなく、無責任である。
- ・意見書及び有利な証拠の提出期間の設定が大型連休をはさんでい

て短すぎる。

- ・一部でもヘイトスピーチと認定されうるものが混じれば全体をヘイトスピーチと認定するような恣意的な運用を行っており、表現の自由等に対する挑戦に等しい。
- ・カウンター等は、歴史事実に反する主張、虚偽や捏造に基づく主張、及び区別を差別と誇張する主張に対する正当な批判について、ヘイトスピーチとレッテル貼りをして抑え込むことを目的として、本来のヘイトスピーチの概念を曲解して悪用している。条例はカウンター等に悪用され、むしろそのために条例が制定・運用されており、本件ウェブサイトは条例の被害者である。本件ウェブサイトはこうした逆差別に対して正当な論評・批評を行う言論周知活動であってヘイトスピーチには該当しない。
- ・本件ウェブページ1は削除済であり、ヘイトスピーチの害悪も生じえない。

なお、本件表現活動者に上記意見書等を提出する機会を付与する旨の通知をする際には、併せて条例第9条第3項に基づく口頭で意見を述べる機会を付与する旨通知したが、本件表現活動者から同項の規定に基づく申立てはされなかった。

イ 本件表現活動2及び本件表現活動3について

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについても書面より意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がヘイトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動2及び本件表現活動3については、後述3の(2)に記載のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないと考えられ、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないので、本件表現活動者に対して、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条

例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動2及び本件表現活動3については、本件表現活動者に対して、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件各表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 本件表現活動1の条例第5条第1項各号該当性について

本件まとめ記事1は、そのタイトルの中に「大阪」という表記及び在日韓国・朝鮮人を構成員に含む団体の名称の表記があり、その冒頭に当該団体の名称、条例第2条第3項に規定する市民である当該団体の役員の氏名及びその発言内容を報道した記事が引用されており、これに引き続く文章の中に当該役員の発言内容に対して、当該役員が在日韓国・朝鮮人であるという個人的属性を踏まえて非難する表現があるため、本件まとめ記事1は大阪市の市民等に関するものであると明らかに認められることから、本件表現活動1は条例第5条第1項第2号アに該当する。

よって、本件表現活動1は、その余について判断するまでもなく、条例第5条第1項第2号に該当する。

(2) 本件表現活動2及び本件表現活動3の条例第5条第1項各号該当性について

ア 条例第5条第1項第1号の該当性について

本件表現活動2及び本件表現活動3は、本件ウェブページ2及びウェブページ3に本件まとめ記事2及び本件まとめ記事3を各々投稿する行為であって本件ウェブサイトへ接続ができれば世界中のどこからでも投稿が可能なものであるところ、本件ウェブサイトへの投稿が大阪市内で行われたことを認定するに足りる根拠はなく、大阪市内で行われたものかどうか明らかでない。

この点、一般的に、本件のようにインターネット上のウェブサイトへの投稿により行われる表現活動の実施場所を特定するためには、表現活動を行ったものに投稿した場所を問い合わせるだけでは足りず、表現活動を行ったものの回答内容が事実であるかどうかを確認するため、関係プロバイダからIPアドレス等の必要な情報を取得する必要があるが、関係プロバイダから投稿が行われた場所を特定するために必要な情報が任意に提供される可能性は非常に低く、仮に関係プロバイダから情報が得られたとしても、インターネット上のサイトへの投稿の多くが無線の通信端末機器により行われている現状に鑑みると、投稿

が行われた場所を特定することは極めて困難であると考えられる。

これを本件についてみると、本件ウェブサイトへの本件まとめ記事2及び本件まとめ記事3の投稿が大阪市内で行われたことを推認させる個別的な事情も存在しないことから、仮に本件表現活動者に投稿場所を問い合わせたとしても、大阪市の区域内で投稿した旨の回答を得る可能性は非常に低いことに鑑み、本件表現活動2及び本件表現活動3については、これが行われた場所を特定するための調査は行わず、前記のとおり、大阪市の区域内で行われたかどうか明らかでないものとして、条例第5条第1項第2号該当性について判断することとした。

イ 条例第5条第1項第2号アの該当性について

本件まとめ記事2には、在日韓国・朝鮮人に関する表現とともに大阪市に関する表現があるが、大阪市に関する表現は、大阪市において条例が可決されたこと、市議会に対する評価、大阪市による認定についての認識といったものであって、いずれも行政主体である大阪市に関するものと認められることから、本件まとめ記事2の在日韓国・朝鮮人に関する表現は、大阪市の市民等である在日韓国・朝鮮人に関するものではなく、在日韓国・朝鮮人一般についてのものであると認められるため、本件表現活動2は、本件コメント2の内容にかかわらず、条例第5条第1項第2号アに該当するとはいえない。

また、本件まとめ記事3についても、在日韓国・朝鮮人に関する表現とともに大阪市に関する表現があるが、大阪市に関する表現は、条例案に対する市議会の賛否、条例の内容についての認識、大阪市の朝鮮学校に対する助成といったものであって、いずれも行政主体である大阪市に関するものと認められることから、本件まとめ記事3の在日韓国・朝鮮人に関する表現は、大阪市の市民等である在日韓国・朝鮮人に関するものではなく、在日韓国・朝鮮人一般についてのものであると認められるため、本件表現活動3は、本件コメント3の内容にかかわらず、条例第5条第1項第2号アに該当するとはいえない。

ウ 条例第5条第1項第2号イの該当性について

本件表現活動2及び本件表現活動3は、本件表現活動者が編集した記事を本件ウェブサイトに投稿・掲載するものであり大阪市内で行われた別の表現活動の内容を投稿・掲載し、拡散するものではないことから、条例第5条第1項第2号イに該当しないことは明らかである。

エ 小括

よって、本件表現活動2及び本件表現活動3は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

なお、申出人は、その意見において本件表現活動2及び本件表現活動3がヘイトスピーチに該当する旨述べているが、本件諮問の内容は、まず第1に本件各表現活動が条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するかどうかについての意見を求めるものであり、その上で本件各表現活動が同項各号に掲げる表現活動に該当する場合にヘイトスピーチに該当するものであるかどうかについての意見を求めるものであることから、同項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない本件表現活動2及び本件表現活動3についてヘイトスピーチ該当性の判断は行わないこととし、本件表現活動1についてヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととした。

4 本件表現活動1のヘイトスピーチ該当性について

(1) 条例第2条第1項第1号の該当性について

本件まとめ記事1内にある、在日韓国・朝鮮人について、我が国からの退去を求めたり社会から排除する表現、市の施設の利用の制限を求める表現からすれば、本件表現活動1は、在日韓国・朝鮮人を日本社会から排除することを目的として行われたものと認められる。

また、本件まとめ記事1内にある前記表現から、本件表現活動1は、日本国内において居住することを認められた在日韓国・朝鮮人が享受すべき基本的人権である、居住移転の自由や、住民として市の施設を利用する権利を制限することを目的とするものと認められる。

よって、本件表現活動1は、本件まとめ記事1のみから条例第2条第1項第1号ア及びイのいずれにも該当すると判断できる。

(2) 条例第2条第1項第2号の該当性について

ア 本件まとめ記事1自体の表現内容について

条例第2条第1項第2号に規定する表現の内容又は表現活動の態様については、言動、文章の掲載といった表現の手段、表現が向けられた対象者への直接性、言動における言い回しや言葉の強弱、文章における文脈などを総合的に考慮する必要がある。

この点、本件まとめ記事1においては、在日韓国・朝鮮人について、社会から排除する表現、蔑称を用いた表現、犯罪者とする表現がされており、これらは在日韓国・朝鮮人を侮蔑し、若しくは誹謗中傷するものであるか、又は、これらの者に脅威を感じさせるものであるとも考えられるが、本件表現活動者の表現の自由等との関係を考慮すれば、本件まとめ記事1自体のこうした表現のみをもって、条例第2条第1項第2号で定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷や相当数の者に脅威を感じさせるものであるとにはわかには判断し難い面もある。

そこで、本件まとめ記事1の条例第2条第1項第2号の該当性の調査審議に当たっては、1の(3)に記載したとおり、本件まとめ記事1と本件コメント1との関係や本件コメント1による本件まとめ記事1への影響について検討する。

イ 本件まとめ記事1と本件コメント1との関係及び本件コメント1による本件まとめ記事1への影響について

本件ウェブページ1は不特定の者によって本件まとめ記事1に関するコメントを投稿することができることとなっていることを考慮すると、本件まとめ記事1の条例第2条第1項第2号の該当性の調査審議に当たっては、本件表現活動者が本件まとめ記事1を通じて特定のコメントの投稿を誘引していると客観的に認められる場合であって、当該コメントによって本件まとめ記事1自体には直接表現されていない表現内容が顕在化ないし増幅していると明らかに認められる場合には、当該コメントにより顕在化ないし増幅された本件まとめ記事1の表現内容についても調査審議の対象とすべきであると考えられる。

ウ 本件まとめ記事1によるコメントの誘引及び本件コメント1により顕在化ないし増幅された本件まとめ記事1の表現内容について

本件まとめ記事1については、その内容が、ア記載のとおり在日韓国・朝鮮人を侮蔑若しくは誹謗中傷し又はこれらの者に脅威を感じさせる趣旨のものであるとともに、本件まとめ記事1を閲覧している不特定の者からの賛同を期待するような内容を含むものとなっていること、不特定の者がコメントを自由に投稿できる状態に置いていることからすれば、本件表現活動者は本件まとめ記事1を通じてその趣旨や内容に沿ったコメントを誘引していると客観的に認められる。

そして、本件まとめ記事1は、本件コメント1のうちの在日韓国・朝鮮人について、我が国から強制的に退去させることを呼びかけるコメント、殺害に言及するコメント、著しく侮蔑するコメントによってその趣旨や内容が顕在化ないし増幅され、条例第2条第1項第2号で定める相当程度の侮蔑・誹謗中傷をし、在日韓国・朝鮮人の相当数の者に脅威を感じさせる表現内容となっていると認められる。

エ 小括

よって、本件表現活動1は、条例第2条第1項第2号ア及びイのいずれにも該当する。

(3) 条例第2条第1項第3号の該当性について

本件まとめ記事1及び本件コメント1は本件ウェブページ1に掲載され不特定多数の者がその内容を知り得る状態に置かれているものである

から、本件表現活動1は条例第2条第1項第3号に該当する。

(4) 結論

よって、本件表現活動1は条例第2条第1項第1号、第2号及び第3号のいずれにも該当するので、ヘイトスピーチに該当する。

5 条例第9条第2項に基づく意見等の提出手続に係る本件表現活動者の意見に対し、特に見解を表明すべきと考える部分に係る見解

(1) 条例そのものに関して違憲無効と主張する部分について

本件諮問に係る当審査会の調査審議は、条例第7条第1項に定める諮問に応じて、本件各表現活動が条例第5条第1項各号のいずれかに該当するか、該当する場合には条例第2条第1項に定めるヘイトスピーチに該当するか（以下「ヘイトスピーチ該当性等」という。）について意見を述べるために行っているものであり、条例そのものの違憲性を審査するものではないため、取り扱わない。

(2) 当審査会が、機会付与通知書において、本件ウェブページ1のどの部分がヘイトスピーチに該当するのか明示しないと主張する部分等について

本件表現活動者に対する機会付与通知書においては、本件ウェブページ1のURLより確認できた内容に関し、ヘイトスピーチ該当性等について、本件表現活動者の意見を自由に主張して構わない旨伝えているものである。なぜなら、当審査会は、ヘイトスピーチ該当性等を判断して答申するために調査審議を進めていくにあたり、その客観性や公正性・公平性をより高めることができるように、条例第9条第2項に基づく意見等の提出手続を行う機会を保障するものであり、そのうえで、ヘイトスピーチ該当性等について、最終的な判断を行うものであるからである。

また、本件表現活動者は、「一部でもヘイトスピーチと認定されうるものが混じれば全体をヘイトスピーチと認定するような」運用が行われていると主張するが、当審査会はこれまでの審査の中で、表現活動の全体をとらえて判断し、当該表現活動が全体としてヘイトスピーチに該当する旨答申した案件は多くあるが、ヘイトスピーチに該当するか否かは、条例の趣旨を踏まえて、当該表現活動の全体像、趣旨、個別具体の文言の前後の文脈等を総合的に考慮したうえでそれらの内容に即して判断するという運用を行っているものである。

(3) 意見書及び有利な証拠の提出期間の設定が大型連休をはさんでいて短すぎると主張する部分について

本件における機会付与通知書は、平成31年4月22日の大阪市ヘイトスピーチ審査会での通知方針の決定を受けて同月25日に当審査会事務局から発出された。意見書及び有利な証拠の提出期限は翌月である5月16

日として、発出日から提出期限まで、初日不算入で21日間を確保してきた。なお、本件表現活動者は、4月26日の正午過ぎには同通知書を受け取っていることを、簡易書留の追跡により確認している。この点、本件表現活動者は、その意見書の中で、「ゴールデンウィーク（10日間）の期間中」に受領したと述べているが、正確ではない。

発出日と提出期限の間に連休をはさんでいたことによって、公的機関や民間の法律専門家が休業しているため、表現活動者は、連休期間中に必要な情報・資料の収集や相談が行えなかった旨主張するが、本件については、従前から当審査会において審査していること及び意見提出等の手続を進めようとしていることを、本件メールフォームを通じて当審査会から本件表現活動者に伝えてきたことを考え合わせれば、本件表現活動者が意見書及び有利な証拠を提出するための相当な期間に係る当審査会の方針決定及び事務局である市民局の実施内容について不合理な点は認められない。

- (4) 条例はカウンター等に悪用され、むしろそのために条例が制定・運用されており、本件ウェブサイトは条例の被害者であるところ、本件ウェブサイトはこうした逆差別に対して正当な論評・批評を行う言論周知活動であってヘイトスピーチには該当しない旨主張する部分について

条例は、第1条に記載したその目的等を踏まえて大阪市会での審議を経て制定されており、大阪市民等（本邦外出身者に限定していない。）の人権を擁護することを目的としているのであるから、表現活動者の指摘する論拠をもって本件表現活動1がヘイトスピーチに該当しないとすることに合理性はない。

6 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

平成 28 年度 平 28-6

年 月 日	経 過
平成 28 年 7 月 25 日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
平成 28 年 7 月 25 日	調査審議（論点整理）
平成 28 年 10 月 31 日	調査審議（論点整理）
平成 28 年 11 月 21 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 1 月 11 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 1 月 25 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 1 月 30 日	申出人から意見書の提出
平成 30 年 2 月 14 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 2 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 3 月 16 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 3 月 27 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 4 月 13 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 5 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 6 月 8 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 8 月 31 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 9 月 12 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 10 月 1 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 10 月 29 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 11 月 12 日	調査審議（論点整理）
平成 30 年 12 月 3 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 1 月 21 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 1 月 28 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 2 月 18 日	調査審議（論点整理）
平成 31 年 4 月 22 日	調査審議（論点整理）
令和 元年 5 月 16 日	表現活動者から意見書の提出
令和 元年 5 月 27 日	調査審議（答申案）
令和 元年 6 月 24 日	調査審議（答申案）
令和 元年 7 月 1 日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）